

岐阜県『緊急事態対策』一部抜粋

これまで県民の皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただけてきました。しかしながら感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で41発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月9日には過去最多となる105人の新規感染者を確認しました。

この感染症では、高齢者は重症化の可能性が高く(県内の死亡率は1.6%、そのうち70歳以上の死亡率は9.9%)、あるいは現役世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあっても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあつて、(1)「自宅療養者ゼロ」を堅持し、県民の皆さんにとって安心な医療の確保、(2)持続可能な経済活動ができる環境整備のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より県民の皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。

加えて、1月14日、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定されたことから、より強い対策を進めてまいりました。その結果、県民の皆さんのご理解とご協力により、新規感染者数は目標としていた50人を切るところまで減少してまいりました。しかしながら、病床使用率は、なお高い水準で推移し、加えて、高齢感染者の増加により医療機関に大きな負荷がかかっています。

そして、今般、緊急事態措置実施期間が3月7日まで延長されました。これに伴い、特に福祉施設対策、外国人県民対策を強化するとともに、後方支援病床を確保することなどにより、県民の皆さんが安心できる医療体制確保の目安である「新規感染者数を抑えつつ、病床使用率の20%未満」を目指してまいります。

愛知県『緊急事態宣言』の継続にあたり』一部抜粋

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の第三波を克服するため、県内全ての医療機関と協力して医療提供体制を確保するとともに、県民・事業者の皆様とともに感染防止対策に取り組んでまいりました。

特に、1月7日の首都圏1都3県に続き、1月13日に愛知県、岐阜県はじめ7府県に対し、緊急事態宣言が発出されたことを受け、直ちに緊急事態措置を定め、県民の皆様には不要不急の外出と、県をまたぐ移動の自粛を、事業者の皆様には飲食店等の営業時間の短縮と、テレワークの徹底をお願いするなど、感染拡大につながる人の流れを抑制する対策の一層の強化を図ってきたところです。

この結果、感染状況は、1月7日に過去最多の431人を記録した新規陽性者数が減少に転じ、1月21日には7日間平均値が危険領域・ステージ4の260人を脱するなど、改善しつつあるものの、入院患者数・重症者数・療養者数は、依然として、危険領域で高止まりし、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、岐阜県はじめ10都府県で、3月7日までの4週間、緊急事態宣言の継続が決定されました。

このため、本県では、今一度、緊急事態措置を継続し、早期に宣言が解除されるよう、県民・事業者の皆様とともに、感染防止対策に取り組んでまいります。

本県も、県民の皆様のかげがえのない命を守るため、災害医療の専門家の協力を得て、医療体制をしっかりと確保するとともに、国や市町村等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の構築に全力を尽くしてまいります。

人と人との接触の場を通して拡大を続ける感染症を克服していくためには、県民の皆様、お一人おひとりに、全ての事業者の皆様は、「感染しない、感染させない」を徹底していただく、一層の自覚と自粛、そして行動の変容が不可欠です。

今も、昼夜を問わず感染症に立ち向かっていただいている医療従事者の皆さんに、思いを馳せていただき、県民・事業者の皆様、医療関係者、市町村等関係機関、オール愛知一丸となって、心をつなぐワン愛知で、この大きな波を克服していきましょう。

全ての皆さんに、ご自身と大切な人、そしてふるさとあいちを守り、一日も早く日常を取り戻していくため、切にご協力をお願いいたします。



感染リスクが高まる「5つの場面」の詳細
<https://corona.go.jp/proposal/>
 ← 詳しくはこちら!! (内閣官房HP)



農林水産省HPでの掲載ページ
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
 ← 詳しくはこちら!! (農水省HP)

編集・発行

リフレッシュ濃尾用水・編集事務局

紙面の内容に限らず、農業農村整備事業に興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

農林水産省 東海農政局 新濃尾農地防災事業所 (しんのうびのうちぼうさいじぎょうしょ)
 (〒491-0903 愛知県一宮市八幡5-1-14 TEL0586-47-7720 FAX0586-47-6851)

新濃尾農地防災事業についての紹介動画を作成しました。

<https://www.youtube.com/watch?v=Zel3FWB9nLo>

【Webサイトアドレス】

☆新濃尾農地防災事業所:

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/shinnobi/>

☆農林水産省: <https://www.maff.go.jp/>

☆東海農政局: <https://www.maff.go.jp/tokai/>



新濃尾事業所PR動画を公開しています。

☆第1弾☆

いちばん知りたいことに答える
土地改良の授業

<https://www.youtube.com/watch?v=UjCciZ5H5g>



☆第2弾☆

3分でわかる! 土地改良事業
~新濃尾地区~

<https://www.youtube.com/watch?v=IpOXj8F81UU>



ご意見・ご質問はホームページの
お問い合わせフォームから!

「リフレッシュ濃尾用水」は再生紙を使用しています。

リフレッシュ濃尾用水

農林水産省東海農政局
 新濃尾農地防災事業所
 2021年1月 第89号

Topics!

- ★優良工事表彰が行われました。
- ★令和2年度新木津用水路工事実施状況
- ★岐阜県『緊急事態対策』一部抜粋
- ★愛知県『「緊急事態宣言」発出にあたり』一部抜粋

優良工事表彰が行われました!

令和2年12月14日(月)に、令和2年度東海農政局所管農業農村整備事業優良工事等の表彰式が行われました。

東海農政局では、農業農村整備事業への理解を深めるとともに、設計・施工技術のレベルアップや地域貢献活動への積極的な取り組み等、受注者の意欲の高揚を図り、事業の円滑な施行に資することを目的に、工事等の成果が優秀であり他の模範となるものや優れた地域貢献活動を実施した受注者を表彰しています。

新濃尾地区の受賞者(東海農政局長賞)

- ・受注者名: 東急建設(株)名古屋支店
 工事名: 新濃尾(二期)地区 新木津用水路春日井大手工区その4工事
- ・受注者名: アイサワ工業(株)名古屋支店
 工事名: 新濃尾(二期)地区 新木津用水路春日井田楽工区その1工事



表彰式の様子

令和2年度の新木津用水路工事実施状況

新濃尾農地防災事業所では、都市化の進行により増加した雨水や排水を安全に流すことができるよう、洪水などの災害から地域を守るために、水路の断面を大きくするなどの工事を行っています。水路本体の工事は、主に農業用水を使用しない10月から3月までの間に行っています。総延長10.6kmのうち、令和元年度までに5.1kmの工事が完了しました。令和2年度工事は安全対策に加え、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら工事を実施しています。

凡	例
	令和元年度まで
	令和2年度
	令和3年度以降



工事期間中は、工事車両の通行、交通規制等で地域住民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

⑦犬山安師工区その2工事

【工事場所】
犬山市楽田安師及び大口町外坪、二ツ屋地内
約92m(巾下川交差点部～王塚橋周辺)
【工事期間】
令和2年10月～令和3年3月
【工事概要】
木津大橋下流の約92mの区間を「リフト台車工法」及び「クレーン工法」、「コンクリート打設工法」の3つの工法により水路の改修工事を実施しています。



基礎版打設状況

④小牧東田中工区(その2)改修工事

【工事場所】
小牧市東田中及び二重堀地内
約130m(南新田橋周辺～東名高速道路横断部周辺)
【工事期間】
令和2年6月～令和3年5月
【工事概要】
東名高速道路下部のブロック積擁壁を施工するとともに南新田橋下部を橋の交通規制をかけずに「オープンピット工法」による水路の改修工事を実施しています。



オープンピット工法メッセルシールド機組立状況

②春日井大手工区その1工事

【工事場所】
春日井市大手町地内
約94m(大手橋周辺～天王橋周辺)
【工事期間】
令和2年10月～令和3年3月
【工事概要】
工事の実施に必要な仮設ヤードを整備するとともに、既設水路の取り壊し及び掘削を実施しています。



掘削状況

①春日井高山工区(その1)改修工事

【工事場所】
春日井市高山町、大手田西町及び朝宮町地内
約261m(田西橋周辺～高山橋周辺)
【工事期間】
令和2年6月～令和5年5月
【工事概要】
高山橋下部約40mの区間を橋の交通規制をかけずに「オープンシールド工法」により水路の改修工事を実施しています。



二次製品水路据付状況

③春日井田楽工区その1-2工事

【工事場所】
春日井市田楽町地内
約209m(権現南橋周辺～田楽橋周辺)
【工事期間】
令和2年6月～令和3年3月
【工事概要】
周辺の家屋等への影響を考慮し、「オープンピット工法」により掘削を行いながら水路の据付を行う方法で工事を実施しています。



二次製品水路据付状況

⑤小牧久保工区その1工事

【工事場所】
小牧市久保一色及び久保一色南地内
約158m(善助橋を挟んだ区間)
【工事期間】
令和2年8月～令和3年3月
【工事概要】
善助橋の上下流部を橋の交通規制をかけずに「リフト台車工法」及び「クレーン工法」により水路の改修を実施しています。



基礎コンクリート施工状況

⑥小牧久保工区その3工事

【工事場所】
小牧市久保一色及び久保一色南地内
約142m(四重橋周辺～金六橋周辺)
【工事期間】
令和2年7月～令和3年3月
【工事概要】
周辺の家屋等への影響を考慮し、「オープンピット工法」により掘削を行いながら水路の据付を行う工法で工事を実施しています。



オープンピット工法による掘削状況

